

福岡県なりわい再建支援補助金

事業の立て直しに精一杯で補助金の申請ができないでいる方、書類が見つからず申請を諦めている方。
なりわい補助金は公募期間を延長して、補助金を受け取る方法がないか、ご相談を承ります。
お悩みは十人十色です。まずはお聴かせください。

締切延長!!
12/18
まで

○ このような場合でも受け付けています

1. 既に復旧・買替を済ませてしまった

当時見積りを2者とっていなかったり、被災前とメーカーが異なる製品を購入したり、被災時の写真がなくても、補助対象とできる場合があります。

2. 資産計上していない財産が被災した

事業用のみに使われており、今後資産計上できる消耗品でないものであれば、事業者名で契約した売買契約書、使用記録、メンテナンス記録、保険加入の契約書などにより、補助対象とできる場合があります。

3. 保険の査定がおりにないのでもまだ金額がわからない

申請後に保険の査定額が確定する場合でも、申請可能です。

お問い合わせ

お電話でもお気軽にご相談いただけます。

福岡窓口：福岡県商工部中小企業振興課 被災事業者支援チーム

平日 9:00～17:00

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 7階北棟
TEL: 092-643-3795

久留米窓口：福岡県生物食品研究所（久留米市合川町1465-5）

大牟田窓口：大牟田商工会館内（大牟田市不知火町1丁目4-2）

平日10:00～17:00

窓口は予約制
相談は何度でも